

行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 36 号

行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則

(川西市公印規則の一部改正)

第1条 川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前					改正後				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	保管者	名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	保管者
(略)					(略)				
川西市方 長職務 代理者 之印	1.8	〃	1	市民環 境部ア ステ市 民プラ ザ所長	川西市方 長職務 代理者 之印	1.8	〃	1	アステ 市民プ ラザ所 長
(略)					(略)				
川西市	直径	犬の登録	2	市民環	川西市	直径	犬の登録	2	市民環

出納員 領収印 (2 1・2 2)	2. 5	手数料等 領収書		境部環 境政策 課長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (10)	直径 2. 4	市史販売 等領収書	1	市民環 境部生 涯学習 課長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (13)	直径 2. 4	市税、使 用料、手 数料等領 収書	1	市民環 境部ア ステ市 民プラ ザ所長
川西市 出納員 領収印 (14・19)	直径 2. 4	生涯学習 課に係る 雑入等領 収書	2	市民環 境部生 涯学習 課長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (28・29・ 33・34・35)	直径 2. 4	文化・観 光・ス ポーツ課 に係る雑 入等領収 印	5	市民環 境部文 化・観 光・ス ポーツ 課長
(略)				

出納員 領収印 (2 1・2 2)	2. 5	手数料等 領収書		境部生 活安全 課長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (10)	直径 2. 4	市史販売 等領収書	1	生涯学 習部観 光・文 化財課 長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (13)	直径 2. 4	市税、使 用料等領 収書	1	アステ 市民プ ラザ所 長
川西市 出納員 領収印 (14・19)	直径 2. 4	生涯学習 政策課に 係る雑入 等領収書	2	生涯学 習部生 涯学習 政策課 長
(略)				
川西市 出納員 領収印 (28・29・ 33・34・35)	直径 2. 4	文化・ス ポーツ課 に係る雑 入等領収 印	5	生涯学 習部文 化・ス ポーツ 課長
(略)				

--	--

(川西市職員安全衛生規則の一部改正)

第2条 川西市職員安全衛生規則（昭和52年川西市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表第1（第8条、第10条関係）			別表第1（第8条、第10条関係）		
設置箇所	安全管理者	衛生管理者	設置箇所	安全管理者	衛生管理者
(略)			(略)		
市民環境部美化推進課	1人	1人	美化衛生部美化推進課	1人	1人
(略)			(略)		

(川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第3条 川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会規則（平成22年川西市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 選定委員会の庶務は、 <u>市民環境部</u> <u>文化・観光・スポーツ課</u> において処理す る。	(庶務) 第8条 選定委員会の庶務は、 <u>生涯学習部</u> <u>観光・文化財課</u> において処理する。

(川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第4条 川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会規則（平成25年川西市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 選定委員会の庶務は、 <u>市民環境部</u> <u>文化・観光・スポーツ課</u> において処理す る。	(庶務) 第8条 選定委員会の庶務は、 <u>生涯学習部</u> <u>文化・スポーツ課</u> において処理する。

(川西市黒川里山センターに係る指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第5条 川西市黒川里山センターに係る指定管理者選定委員会規則（令和4年川西市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第 8 条 選定委員会の庶務は、 <u>市民環境部文化・観光・スポーツ課</u> において処理する。	第 8 条 選定委員会の庶務は、 <u>生涯学習部観光・文化財課</u> において処理する。

(川西市公民館事務分掌規則の一部改正)

第 6 条 川西市公民館事務分掌規則（令和 5 年川西市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(館長等)	(館長等)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 館長は、 <u>市民環境部副部長</u> の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	3 館長は、 <u>生涯学習部副部長</u> の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	4 <u>川西公民館長は、次条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務の執行のため必</u>

	要があるときは、他の館長を指揮監督する。
4～9 (略)	5～10 (略)

(川西市立図書館事務分掌規則の一部改正)

第7条 川西市立図書館事務分掌規則（令和5年川西市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(館長等)	(館長等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 館長は、 <u>市民環境部副部長</u> の命を受け、館務を掌理して所属職員を指揮監督し、図書館運営に当たる。	3 館長は、 <u>生涯学習部副部長</u> の命を受け、館務を掌理して所属職員を指揮監督し、図書館運営に当たる。
4 主幹は、 <u>市民環境部副部長</u> の命を受け、担当事務の処理に参画する。	4 主幹は、 <u>生涯学習部副部長</u> の命を受け、担当事務の処理に参画する。
5～9 (略)	5～9 (略)

(川西市文化財資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 川西市文化財資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和5年川西市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を

当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>市民環境部生涯学習課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>生涯学習部観光・文化財課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(川西市郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 川西市郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和5年川西市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>市民環境部生涯学習課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>生涯学習部観光・文化財課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(川西市文化財審議委員会規則の一部改正)

第10条 川西市文化財審議委員会規則（令和5年川西市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前					改正後				
(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>市民環境部生涯学習課</u> において処理する。					(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>生涯学習部観光・文化財課</u> において処理する。				
(公印) 第6条 公印は、次のとおりとする。					(公印) 第6条 公印は、次のとおりとする。				
名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	保管者	名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	保管者
文化財 審議委 員会委 員長之 印	方 2.4	委員会委員 長名をもつ てする文書 用	1	市民環 境部生 涯学習 課長	文化財 審議委 員会委 員長之 印	方 2.4	委員会委員 長名をもつ てする文書 用	1	生涯学 習部観 光・文 化財課 長
(略)					(略)				
2 (略)					2 (略)				

(川西市スポーツ振興事業補助金交付審査委員会規則の一部改正)

第11条 川西市スポーツ振興事業補助金交付審査委員会規則（令和7年川西市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>市民環境部文化・観光・スポーツ課</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>生涯学習部文化・スポーツ課</u> において処理する。

(川西市芸術文化振興補助金交付審査委員会規則の一部改正)

第12条 川西市芸術文化振興補助金交付審査委員会規則（令和7年川西市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>市民環境部文化・観光・スポーツ課</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>生涯学習部文化・スポーツ課</u> において処理する。

(川西市生涯学習事業補助金交付審査委員会規則の一部改正)

第13条 川西市生涯学習事業補助金交付審査委員会規則（令和7年川西市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄

にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>市民環境部生涯</u> 学習課において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>生涯学習部生涯</u> 学習政策課において処理する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。